

9 強制執行認諾

- (1) 公正証書を作成する場合、養育費や財産分与等の金銭が合意どおりに支払われなかったときに備え、一定の手続は必要ですが、公正証書に基づいて、強制的に取り立てることができるようにしておくのが一般的です。「強制執行認諾」というものですが、合意どおりに支払われなかったときは、強制執行に服する旨を公正証書に記載しておくものです。
- (2) 公正証書の記載で、支払う金額が具体的に確定しているものに限りませんが、支払うことを約束しているのですから、この強制執行認諾をしない理由は通常はないと思われます。
- (3) なお、この強制執行認諾の手続の関係で、養育費や財産分与等の金銭を支払うとする部分に、「離婚届出の前後を問わず」という文言を記載します。この文言は、当事者にとっては当たり前のことである離婚届出が受理されていることを、強制執行する際に、いちいち確認する必要がないようにするためのものです。
- (4) 強制執行認諾の文例としては、次のようなもの

になります。

第○条（強制執行認諾）

甲は、第○条第1項及び第○条の金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。